

2020年4月15日

小売酒販組合
酒販協同組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
石川県酒販協同組合連合会
(公印略)

書面または電磁的方法による議決の方法等について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、下記のとおりまとめたので的確に対応願います。

記

1.理事会

原則出席のところ、定款の定めがある場合、書面または電磁的方法（以下、書面等）で議決にかかわることができる（議事録には出席者としてカウントする）

※理事会の議決について委任はできない

(1) 定款の定め

a.小売酒販組合

定款に定めがないため、書面等による議決はできないが、本年度に限り国税庁の判断により可能となっている（別紙1）

b.協同組合

定款に定めがあるため、書面等による議決ができる

ただし、書面によるか電磁的方法によるかは定款に従う

(2) 書面等議決の様式 (別紙2)

提案した議案ごとに賛否を得る必要がある (事前に議案書も送付する)

今年度は役員改選があるため、役員候補者名も添付する

(3) 出席しない役員からの書面等の受理期限

理事会開催日までに受理するよう期限を設定する

※明らかに理事会の結果が判明してからの提出は問題がある

2.総会

(1) 定款の定め

a.小売酒販組合

書面等による議決は定款に定めがないため、できない

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、委任状を集め、最小限の人員で時間を短縮しての開催もできる

委任を受ける代理人数に制限はない (1人で何人もの代理ができる)

b.協同組合

理事会と同様

※小売酒販組合と同時開催するほうが、事務手続は簡略化できる (委任状集めのみ)

(2) 協同組合の書面等議決の様式 (別紙3)

同上

(3) 協同組合の出席しない役員からの書面等の受理期限

同上

3.総会後の三役の選任のための理事会 (別紙4)

必ず、開催する必要がある

(1) 書面等議決による場合

新理事予定者へあらかじめ名簿を記載した書面等 (いわゆる投票用紙) を配付し、提出期限を総会開催日までとしておく (事前の根回しは必須)

総会終了後、集計し、三役を決定する (議事録には出席者としてカウントする)

(2) 開催する場合

書面等による議決を組み合わせ、実施する